

さいたまリバーフロンティア基幹システム調達業務事業者選定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 株式会社さいたまリバーフロンティアの新たなゴルフ場基幹システムの調達にあたり、公募型プロポーザルにより事業者を選定するため、さいたまリバーフロンティア基幹システム調達業務事業者選定審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業者の参加要件に関する事項
- (2) 事業者の選定に関する事項
- (3) その他審査に必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、代表取締役社長が任命する。

2 委員長は、常勤取締役をもって充て、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、各ゴルフ場支配人（吉見ゴルフ場、大麻生ゴルフ場及び上里ゴルフ場）及び本社企画課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する審査事項が終了するまでとする。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要に応じて、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、総務部内に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会の議決を得て、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月29日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第2条に規定する審査事項が終了したときに、その効力を失う。